

お早めにご相談を！ 残業規制の法施行が2024年4月に迫っています。

法施行後は、年間の時間外・休日労働が960時間を超える場合は、
沖縄県によるBC水準の指定を受ける必要があります。

- ※法施行後は、年間の時間外・休日労働時間は960時間に制限されます。
- ※BC水準指定を受けると、制限は最大で1860時間までとなります。
- ※BC水準(B・連携 B・C-1・C-2)の4つの水準で指定が必要です。

BC水準指定を受ける場合には...

- 1 勤務環境改善評価センター(評価センター)の審査を受ける必要があります。
 - ※評価センターの事業は日本医師会が厚生労働省より受託しています。
 - ※審査の実務は10月頃からスタートすると見込まれています。
- 2 審査では、医師の労働時間短縮計画(案)を提出する必要があります。
 - ※医師の労働時間短縮計画(案)は令和6年度4月を始期とする計画である必要があります。
- 3 審査には、4か月から5か月の審査期間が想定されています。
 - ※ネット上で申請、関係書類を登録、書面審査になるとされています。
 - ※ただ必要に応じて、訪問調査になる場合も想定されています。
- 4 県によるBC水準指定は、令和5年度に行われる見込みです。
 - ※県の指定を受けるためには各医療機関による県への申請が必要になる見込みです。
 - ※県への申請時には、評価センターの評価結果を添える必要があります。
 - ※県では申請を受けて、協議体での審査、指定事務、公表を行うこととなります。



C-1(研修医対象水準)、C-2(高度技能水準)については上記以外の特別な手続きが必要になると見込まれていますが、詳細が判明次第、情報提供させていただく予定です。

私たち、沖縄県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では、

- ・BC水準指定に関すること
- ・医師の労働時間短縮計画に関すること
- ・BC水準指定事務における第三者評価(評価センター)に関すること
- ・労働時間の把握に関すること
- ・自己研鑽か労働時間かについて、宿日直許可に関すること
- ・院内・医局・管理者会議等での学習会への講師派遣も行っております。

追加的健康確保措置
なども判明次第情報
提供いたします。

→まずは、お電話・メールでご連絡ください。ご都合に合わせて訪問させていただきます。

TEL・FAX : 098-988-1430 (相談無料) 受付:平日 10:00~16:00

E-mail : contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp